

宮崎県災害・感染症支援ナース派遣要綱

令和6年4月1日
福祉保健部医療政策課

(目的)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の3第1項に規定する災害・感染症医療業務従事者としての看護師（以下「支援ナース」という。）の被災地等への派遣（以下「派遣」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本事項)

第2条 支援ナースの派遣は、県、医療機関等（支援ナースが所属し、その派遣の合意を得た病院、診療所、訪問看護事業所、助産所、公益社団法人宮崎県看護協会（以下「県看護協会」という。）及び看護師等学校養成所をいう。以下同じ。）及び県看護協会の緊密な連携の下に行われるものとする。

(医療機関等との協定締結)

第3条 県は、支援ナースが所属し、その派遣の合意を得た医療機関等と支援ナースの派遣に関する協定を締結する。

(協定締結病院等及び支援ナースのリスト整備)

第4条 県は、次に掲げるリストを整備するものとする。

- (1) 前条の協定を締結した医療機関等（以下「協定締結病院等」という。）のリスト
- (2) 厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース研修を修了し、災害支援ナースとして登録された者のうち、協定締結病院等に所属し、派遣可能なもののリスト

(派遣基準)

第5条 支援ナースの派遣は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 県内で災害や事故等により重症若しくは中等症の傷病者が発生し、若しくは発生することが予想される場合（以下「災害等発生時」という。）又は県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある場合（以下「感染症発生時」という。）であって、支援ナースの派遣が必要と判断される場合
- (2) 国又は他の都道府県から支援ナースの派遣の要請があった場合
- (3) その他支援ナースを派遣することが地域の医療提供体制を支援するものと特に認められる場合

(派遣要請及び派遣等)

第6条 県は、派遣の必要があるときは、支援ナースの活動地域（市町村）、期間等を決定し、派遣の調整を行い、協定締結病院等の管理者に対して支援ナースの派遣を要請するものとする。

- 2 協定締結病院等の管理者は、前項の規定による派遣要請を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、直ちに、所属する支援ナースを県が指定する医療機関、避難所等（以下「派遣先」という。）に派遣するものとする。
- 3 支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、県が指定する者が行うものとする。
- 4 県は、支援ナースを派遣した協定締結病院等（以下「派遣元施設」という。）の管理

者に対し、支援ナースの派遣の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(看護支援活動)

第7条 支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める規程を遵守し、関係行政機関等及び派遣先と十分に連携を図りながら、次に掲げる看護支援活動を行うものとする。

(1) 災害等発生時

- ア 被災した医療機関での看護業務支援
- イ 避難所等における健康相談、健康管理業務及び感染症予防対策
- ウ 避難所等における傷病者への対応及び医療チーム等への橋渡し
- エ 避難住民に対する戸別訪問による健康相談業務

(2) 感染症発生時

- ア 派遣先医療機関での看護業務支援
- イ 宿泊療養施設での看護業務支援
- ウ 社会福祉施設等での看護業務支援

2 支援ナースは、原則として、出発地から派遣先までの移動手段、関係機関との連絡手段、看護支援活動に必要な資器材及び生活手段を自ら確保するものとする。

3 感染症発生時の看護支援活動については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として支援ナースの派遣を実施する場合には、本要綱に定めるもののほか、当該医療措置協定の定めるところによる。

(派遣終了)

第8条 県は、派遣先と協議を行った結果、派遣の必要がなくなつたと認めるときは、支援ナースの派遣を終了する。

(実績報告)

第9条 派遣元施設の管理者は、所属する支援ナースが、看護支援活動を終了したときは、速やかに看護支援活動の実績を県に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 県は支援ナースの看護支援活動に要した費用を負担するものとし、派遣元施設はその全部又は一部を県に請求することができる。

2 前項の看護支援活動に要した費用の範囲は、別に定める。

(保険への加入)

第11条 県は、支援ナースの看護支援活動に伴う事故等に対応するための必要な保険に加入するものとする。

2 前項の必要な保険の範囲は、別に定める。

(平時における準備)

第12条 協定締結病院等は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県は、支援ナースの資質の向上を図るため、協定締結病院等に所属する看護師に対し、研修、訓練等の機会の提供に努めるものとする。

(県看護協会への委託)

第 13 条 県は、支援ナースの看護支援活動の実施に関して必要な事項を県看護協会に委託することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、支援ナースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。